

**『(仮称) 会津若松市自治基本条例』草案』についての市民との意見交換会
出された主な意見等 (第4回行仁地区)**

□日 時：平成27年7月27日(月) 19:00~20:15

□会 場：會津稽古堂 研修室2・3

□参加市民：4名(地元区長他)

□市民会議側参加者(事務局含む)：7名

□意見交換(主な意見等)

- ・ 条例を作ること自体に問題はないが、「最高規範」ではだめ。議会軽視であり、危険。
⇒市民会議でも議論になり、条例に上下が無いことは理解している。市民会議でもあくまで「自治の基本」として位置付ける考えと、市民のまちづくりに臨む覚悟としての最高規範とする考えがあり、考えを確定しているわけではない。
- ・ 自治基本条例は松下圭一氏(故人)や一部政党が推進してきた。市民会議アドバイザーの辻山氏は松下氏門下。市より辻山氏へ旅費等の支出はあるのか? あれば問題。
⇒現在まで3回ほどお越し頂き、旅費・謝礼をお支払いしている。市民会議には、議論が活発になるよう同氏が様々な自治体の条例制定に携わった経験等を踏まえた情報やアドバイスを頂いているだけであり、同氏の思想・信条を伝播する場としていない。
- ・ 条例が無くても、区長会やJC等、既存の各種団体の活動を通じてまちづくりが問題無く進められているし、何か意見・要望があれば議員を通じて市政に反映できている。
⇒議員が市民の意見を把握しきれていないと認識しており、また、何かあれば議会を通じて陳情するといったことではなく、直接市民の意向を市政に反映させるためにも条例は必要。
- ・ 全国では住民投票の投票要件(投票資格者等)に問題がある事例が散見される。外国人を投票資格者とする考えか?
⇒市民会議では市民が直接市政へ意見を反映させる制度として住民投票は必要という結論に至ってはいるが、具体の各種要件については議論が尽くされていない。こうした意見交換会で出された意見を踏まえていく考え。
- ・ 市民会議で作成した条例草案では、他自治体在住の市内への通勤・通学者等も市民として一括りで扱っている。市民と住民は違うもの。
⇒会津若松市のまちづくりの主体について実情を踏まえ広く捉えている。住民投票の投票資格者については、市民と住民の区分けは必要と考える。
- ・ いつ議会に条例案が出されるのか?
⇒スケジュールありきではない。
- ・ 今回の市議選の結果、新人が多くなった。十分な議論・理解がされないまま可決となる懸念がある。
⇒5月にも行ったが、今後、議会とは意見交換会を複数回行い、理解を促していく考え。
- ・ 町内会が機能していないから自治基本条例が必要といった考えがあるようだが、町内会にもよるが、多くの方々を巻き込むため情報発信等に努め、活性化を図ろうとしている。

⇒今までは区長に課題解決を求めてきたが、これからは市民自らも動いていく必要があり、条例により市民が参加し易い状況をつくれるのではと考える。

⇔条例をもとにした市民要望が多くなることが予見され、市の財政負担が増えてしまうのではなか。人口減少の傾向にある中で、条例により市の財政負担を軽減しようとするのと逆行することになるのではないか。

- ・条例の価値を広く市民で共有すべきあり、時間をかけて意見交換を行い多くの市民の意見が反映されたものにしてほしい。最高規範にするためにはプロセスが重要。
- ・市民は多種多様であり、条例には特に弱者への配慮を盛り込むべき。また、全国で300以上の自治体で制定されているとのことだが、独自性として会津らしさを盛り込んでほしい。
- ・意見交換会への参加者が少ない。各地区の区長が広く声掛けする必要。
- ・市民会議委員だけで決めてしまうようなことは止めてほしい。

⇒そうしないための意見交換会の開催であるし、また、条例として最終的に議決するのは市民会議ではない。意見交換会で出された意見はHP等により広く市民へ公開していく考え。

以上